



(令和7年度)立山町防災児童館複合施設(アカリエ)移動販売車等の出店募集について

立山町防災児童館複合施設(以下「施設」という。)の利用者の利便性向上と賑わい創出のため、移動販売車等(以下「キッチンカー等」という。)で飲食物を販売する出店者を募集します。

1 実施概要

- 1) 出店場所 屋外スペース
- 2) 募集区画 3区画(1区画は、車2台分の広さがあります。)
- 3) 募集単位 1区画につき1店舗
※出店希望日が他の出店希望者と重なった場合は、町内業者を優先に選定します。
※複数区画の出店はできません。
- 4) 出店形態 キッチンカーによる出店若しくは即日撤去が可能な場合は、露店形態の店舗も認める場合があります。
- 5) 販売品目 飲食物(ソフトドリンク、アイスクリーム、軽食等)
※禁止品目:酒類、缶・ペットボトル等の飲料品、コンロ等で火気を使用し調理する品目
- 6) 出店期間 ①夏季期間(令和7年7月25日から8月25日まで)
②夏季期間を除く土曜日、日曜日、祝日(令和7年7月5日から10月13日まで)
- 7) 出店時間 午前9時から午後5時まで(準備、片付け・撤収時間含む)
- 8) 出店料 1区画 平日 250円/h (消費税及び地方消費税込み)
休日 300円/h (消費税及び地方消費税込み)
※出店区画外にテーブル・椅子を設置した場合は、専有面積に応じて料金(平日20円/m²、休日24円/m²)が掛かります。

2 出店申込資格と制限

- 1) 出店申込資格
次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込みをすることができます。
 - ① 立山町内で有効な、食品衛生法に基づく営業許可(自動車による飲食店営業許可)を有する者であること。
 - ② 生産物賠償責任保険(PL保険)に加入していること。
- 2) 出店申込制限
次のいずれかに該当する法人又は個人は、申込みをすることはできません。
 - ① 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けている者。
 - ② 国税及び地方税を滞納している者。

- ③ 暴力団(暴力団員における不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、かつ、暴力団員と密接な関係を有するものであるとおそれがある者。
- ④ 法律行為を行う能力を有しない者。

3 出店申込みから出店開始までの流れ

- 1) 出店申込書の提出(出店申込書は、出店希望日の6月前(町外に住所を有する者にあつては2月前)から 14 日前までの間に提出してください。)
- 2) 書類審査及び必要に応じてヒアリングの実施
- 3) 出店許可書の交付
- 4) 出店料の納付(出店開始前日までに納付してください。)
- 5) 出店開始

4 出店申込書類

- 1) 出店(更新)申込書(様式第1号)
- 2) 営業許可書の写し
- 3) 食品衛生責任者の資格書類の写し
- 4) 生産物賠償責任保険(PL保険証)の写し
- 5) 納税証明書等により国税及び地方税の未納がないことが分かるもの。
- 6) キッチンカーの車検証の写し
- 7) キッチンカーのカラー写真(ナンバープレート、前面及び側面が確認できるもの)
- 8) メニュー等(品目・価格・写真等)

※出店申込書類は、施設事務所までご持参いただくか、郵送により提出ください。(メールによる受け付けは行いません。)

※提出していただいた書類に変更が生じた場合は、速やかに提出してください。

※出店日及び出店時間の追加・変更を希望される場合は、1)を追加・変更の14日前までに提出してください。なお、出店時間を短縮する場合や出店を中止する場合は、事前に施設管理者へ連絡してください。

5 注意事項

- 1) 出店期間中であっても、自然災害や立山町・施設の都合により出店を中止していただく場合があります。なお、その際に発生する損失の補填は行いません。
- 2) 出店料の還付については、立山町防災児童館複合施設利用等規約第 16 条の規定によるものとします。
- 3) 施設の上下水道、電気は使用できません。なお、排水については、適切に管理し、処分して(持ち帰って)ください。なお、その費用は出店者の負担とします。
- 4) 出店者は、キッチンカー付近にごみ箱を設置し、適切に管理し、ごみの処分を(持ち帰って)行ってください。なお、その費用は出店者の負担とします。

- 5) 販売中は、キッチンカーのエンジンは停止してください。なお、営業に必要な発電機等は、低公害・低騒音な機器を使用し、事故の防止に必要な措置をとってください。
- 6) 販売終了後は、出店前と同じ状態に回復(原状回復)してください。なお、原状回復の費用については、出店者の負担とします、
- 7) 出店に係る権利は、第三者に譲渡することはできません。
- 8) 出店中にスピーカー等を使用してBGMを流すことや呼び込みを行うことはできません。
- 9) 施設管理者が、ごみの臭気や飛散等の事由により出店することが適切でないと判断する場合は、出店の中止を求める場合があります。
- 10) 出店者は、出店に伴い発生した事故やトラブル等の一切の責任を負うものとします。

6 出店申込書類提出先及び問い合わせ先

〒930-0221 立山町前沢 2385 番地(立山町防災児童館複合施設内)

一般社団法人立山子育て支援センター

TEL 076-463-0622

FAX 076-463-0602

E-mail t-kosodatesien@ma.net3-tv.net